

厚生労働省発薬生0422第4号

令和3年4月22日

薬事・食品衛生審議会会長  
太田 茂 殿

厚生労働大臣 田村 憲久  
( 公 印 省 略 )

## 諮 問 書

下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第23条の2の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

### 記

4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤（ただし、4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。）の毒物及び劇物取締法に基づく劇物の指定について

厚生労働省発薬生 0422 第 5 号  
令和 3 年 4 月 2 2 日

薬事・食品衛生審議会会長  
太田 茂 殿

厚生労働大臣 田村 憲久  
( 公 印 省 略 )

## 諮 問 書

下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の 2 の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

### 記

〔（2-カルボキシラトフェニル）チオ〕（エチル）水銀ナトリウム（別名チメロサール）0.1%以下を含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく毒物から劇物への指定について

厚生労働省発薬生0422第6号  
令和3年4月22日

薬事・食品衛生審議会会長  
太田 茂 殿

厚生労働大臣 田村 憲久  
( 公 印 省 略 )

## 諮 問 書

下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第23条の2の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

### 記

2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル= (Z) - (1RS, 3RS) - 3- (2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン) 1.5%以下を含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく毒物から劇物への指定について

厚生労働省発薬生0422第7号  
令和3年4月22日

薬事・食品衛生審議会会長  
太田 茂 殿

厚生労働大臣 田村 憲久  
( 公 印 省 略 )

## 諮 問 書

下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第23条の2の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

### 記

ビス（2-メチルプロピル）=3, 3'-[エタン-1, 2-ジイルビス（オキシエタン-2, 1-ジイルスルフアンジイル-4, 1-フェニレン）]ビス（2-シアノプロパー-2-エノアート）及びこれを含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物からの除外について